

広報いいで 号外 5号

災害対策情報

令和4年10月6日
飯豊町災害対策本部
発行

9月27日、29日に開催された「令和4年8月3日豪雨災害からの復旧・復興に向けた町民説明会」で説明した内容をお知らせします。

また、現在多くのお問い合わせをいただいている、水道水に含まれる臭気への対応についてもお知らせします。

【お知らせする内容】

- ①道路・河川などの復旧、住宅の応急修理について
- ②飯豊町農地等災害自力復旧支援事業について
- ③被災者の生活再建のための支援金の給付について
- ④り災ごみ仮置場・り災ごみ持ち込み受付について
- ⑤水道水に含まれる臭気への対応について

①道路・河川などの復旧、住宅の応急修理について

【町道、橋梁破損箇所の復旧について】

一定規模の被災箇所は、国の災害復旧事業で取り組む予定です。なお、冬期の除雪作業や、特に生活に関連性の高い箇所は応急復旧制度を活用して対応します。

◆現在着手している町道路線

添川線東山一号橋（応急本復旧工事）

◆今後着手を予定している町道路線

椿中線諏訪橋（応急本復旧工事／一部応急仮復旧）、坂ノ下線（応急本復旧工事）

【河川の復旧について】

町管理河川である尻無沢川（中地内）、大沢川（中地内）で被災した箇所は、国の災害復旧事業で取り組む予定です。

【上下水道の復旧について】

◆現在進めている復旧本工事箇所

- 小白川地内／大巻橋添架配水管・下水道管
- 高峰地内／神ノ倉線配水管
- 萩生地内／二反田橋添架配水管

○小白川地内／芋兀橋添架配水管

◆今後着工する復旧箇所

- 萩生地内／弥五郎橋添架配水管
- 萩生水源地導水管

【住宅の応急修理について】

自宅が一定の被害（大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊）を受けた世帯に対して、被災した住宅の屋根、居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限の部分を応急的に修理する費用を支援します。

◆応急修理ができる工事費用の限度額

（1世帯当たり※同一住宅に2つ以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます）

- 全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊の世帯／65万5千円以内
- 準半壊の世帯／31万8千円以内

◆問合せ先

役場地域整備課建設室 ☎87-0516

②飯豊町農地等災害自力復旧支援事業について

町では、今後來春の作付けに向け被災した農地への本復旧工事に着手します。

しかし、被害箇所数が膨大であることから早期復旧のため農業者の皆さんのお力添えが必要です。つきましては、自力復旧される農業者に対して、円滑に復旧作業に取り組めるよう、復旧工事に要する経費について支援します。

◆補助対象事業主体

◇地元受益者等が組織する以下の団体

- 各生産組合
- 多面的機能交付金活動組織
- 3戸以上の農業者組織

◇農地の所有者または耕作者（農業者、農業法人）

※農地などで土地所有者と耕作者が異なる場合は、申請することを事前に両者合意の上、手続きをしてください

◆補助対象事業

豪雨により被害を受けた、農地や農業用施設（水路・農道）の復旧事業で、1カ所当たり40万円を限度とした事業

◆補助対象経費

- 工事費（業者などへ発注するもの）
- 資材購入費
- 機械器具レンタル料 など

◆補助率／100%補助(限度額40万円)

※自力復旧が困難な大規模な復旧工事は国の支援を受け、町で対応しますのでご相談ください

【被害状況把握協力依頼】

現在、農用地への土砂、流木などの流入、法面崩落などの被害状況把握を実施しています。

土地改良区の区域外の圃場や、新たに発見した被害発生箇所がありましたら、下記まで連絡をお願いします。なお、被害箇所がわかる地図や図面などを持参いただければ幸いです。ご協力をよろしくお願いします。

◆問合せ先

役場農林振興課農林整備室
☎87-0526

③被災者の生活再建のための支援金の給付について

住宅の被害が大きい（全壊、大規模半壊または中規模半壊）世帯は、支援金の給付が受けられます。

◆住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）／全壊など100万円

◆住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

- 全壊／建設・購入200万円、補修100万円、賃借（公営住宅除く）50万円

- 中規模半壊／建設・購入100万円、補修50万円、賃借（公営住宅除く）25万円

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が4分の3になります

◆問合せ先

役場総務課防災管財室☎87-0695

④り災ごみ仮置場・り災ごみ持ち込み受付について

10月も引き続き土曜日、日曜日のみり災ごみ仮置場へのり災ごみ持ち込み受付を行います。受付日時を確認し、ルールに従って持ち込みしてください。なお、搬入の際は分別にご協力ください。

自力で搬入できない方は引き続き電話で収集の予約を受け付けています。

【り災ごみの仮置場について】

◆開設場所／ゆり園駐車場

◆開設日程／10月8日(土)、9日(日)、15日(土)、16日(日)、22日(土)、23日(日)、29日(土)、30日(日)

◆開設時間／9:00～16:00

◆申込・問合せ先
役場住民課生活環境室☎87-0514

⑤水道水に含まれる臭気への対応について

水道水がかび臭い（泥臭い）とのお問い合わせをいただいております。

かび臭物質が多く発生した要因として、8月3日の豪雨で河川が増水して川床の底の泥が巻き上げられたこと、また、9月に高温が続いて水温が上がったことが考えられます。

かび臭の原因となる物質は、自然由来の微生物から生じるもので毒性はなく、直接飲んでも身体への影響はありません。検査において水質基準は十分に満たしています。

町では対策として粉末活性炭を用いて浄水し、できる限りの臭気の除去に努めています。しかし、かび臭物質を完全に除去するまでには至らず、ご迷惑をおか

けております。

今後、水温の低下により臭気は発生しにくくなると思われます。今後も継続して粉末活性炭による臭気対策を実施し、引き続き安全な水道水の供給に努めてまいります。町民の皆さまにはご不便をおかけいたします。ご理解とご協力をよろしくお願いします。

なお、やかん・鍋などに水道水を入れてフタをせずに5分間ほど煮沸させると臭いが軽減されます。煮沸することにより、消毒のための塩素成分も抜けてしまうため雑菌が繁殖しやすくなりますので、冷蔵庫などで保管し早めにお使いください。

◆問合せ先／役場地域整備課上下水道室
☎87-0515

◆町の防災情報発信ツール◆

【防災ラジオ】



【町ホームページ】



【災害情報配信メール】



【町facebook】



【Yahoo!防災速報
アプリ設定方法】



空メールを送信すると、案内メールが返信されますので、案内に従ってご登録ください。

◆問合せ先

役場総務課防災管財室☎87-0695